

報告事項No. 5

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 件名 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について
- (2) 内容 市長及び副市長の期末手当と同様に、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引き上げる。

	6月期	12月期	合計
現行	100分の172.5	100分の172.5	100分の345
改正後	100分の175	100分の175	100分の350
※令和7年度のみ	100分の172.5	100分の177.5	100分の350

2 臨時代理を行った日

令和7年10月17日

3 臨時代理を行った理由

令和7年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、同年11月26日に開会する第4回市議会定例会へ条例議案を提出する必要があったため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。